ご不明な点は，建物がある行政区の
消防署へお尋ねください

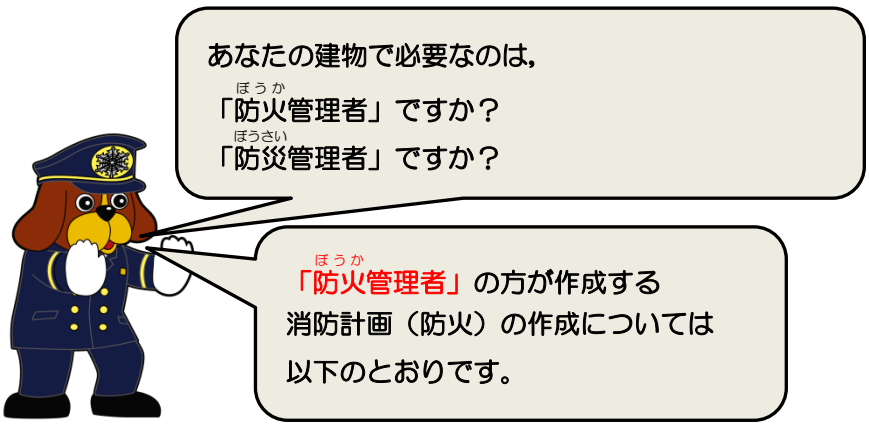

消防計画（防火）の作成について

チェック１

下記の「消防計画（防火）作成のフロー」を参考に，３種類の消防計画のひな形から必要なものを使用して下さい。

- 中規模防火対象物の消防計画
- 小規模防火対象物の消防計画
- 共同住宅用の消防計画

チェック２

防火管理体制が複数の場合で，統括防火管理者の選任が必要な建物の統括防火管理者は，別途**「全体についての消防計画」**の作成が必要です。

- 中規模防火対象物の消防計画
- 小規模防火対象物の消防計画
- 共同住宅用の消防計画

いずれか ＋ 全体についての消防計画

チェック３

大規模な建物で「防災管理者」の選任が必要な場合は，**「防火・防災管理に係る消防計画」**の作成が必要です。

~~中規模防火対象物の消防計画~~
~~小規模防火対象物の消防計画~~
~~共同住宅用の消防計画~~

→ 防火・防災管理に係る消防計画

消防計画（防火）作成のフロー

「単一管理権原」の場合　≒　建物に防火管理者が一人の場合

（ただし，共同住宅を含んでいる場合は，まず「共同住宅を含む場合」をご覧ください）

特定防火対象物（建物全体で判断）

- 延べ面積3,000㎡以上　又は　※従業員数が30人以上 → 中規模防火対象物の消防計画
- 延べ面積3,000㎡未満（※従業員数が30人以上のものは除く） → 小規模防火対象物の消防計画

非特定防火対象物（建物全体で判断）

- 延べ面積5,000㎡以上 → 中規模防火対象物の消防計画
- 延べ面積5,000㎡未満 → 小規模防火対象物の消防計画

※　従業員数は正社員，臨時社員等を問わず，1日の中で勤務人員が最大となる時の数で

「複数管理権原」（建物の一部にテナントとして入居）の場合

（ただし，共同住宅を含んでいる場合は，まず「共同住宅を含む場合」をご覧ください）

特定用途（管理権原の範囲で判断）

- 管理権原の範囲が3,000㎡以上　又は　※従業員数が30人以上 → 中規模防火対象物の消防計画
- 管理権原の範囲が3,000㎡未満（※従業員数が30人以上のものは除く） → 小規模防火対象物の消防計画

非特定用途（管理権原の範囲で判断）

- 管理権原の範囲が5,000㎡以上 → 中規模防火対象物の消防計画
- 管理権原の範囲が5,000㎡未満 → 小規模防火対象物の消防計画

※　従業員数は正社員，臨時社員等を問わず，1日の中で勤務人員が最大となる時の数です。

共同住宅を含む場合

共同住宅の用途のみ → 共同住宅用の消防計画

共同住宅を含む複合用途で「単一管理権原」の場合※ → 「単一管理権原」の場合 に応じて作成

共同住宅を含む複合用途で「複数管理権原」の場合※

- 共同住宅の用途部分 → 共同住宅用の消防計画
- 共同住宅以外の用途部分 → 「複数管理権原」（建物の一部にテナントとして入居）の場合 に応じて作成

※　共同住宅とその他テナントが複合になった建物では，テナント部分を共同住宅と同一とみなして「共同住宅の用途のみ」と判断されるケースがあります。ご不明な点がございましたら，建物がある行政区の消防署へお問い合わせ下さい。

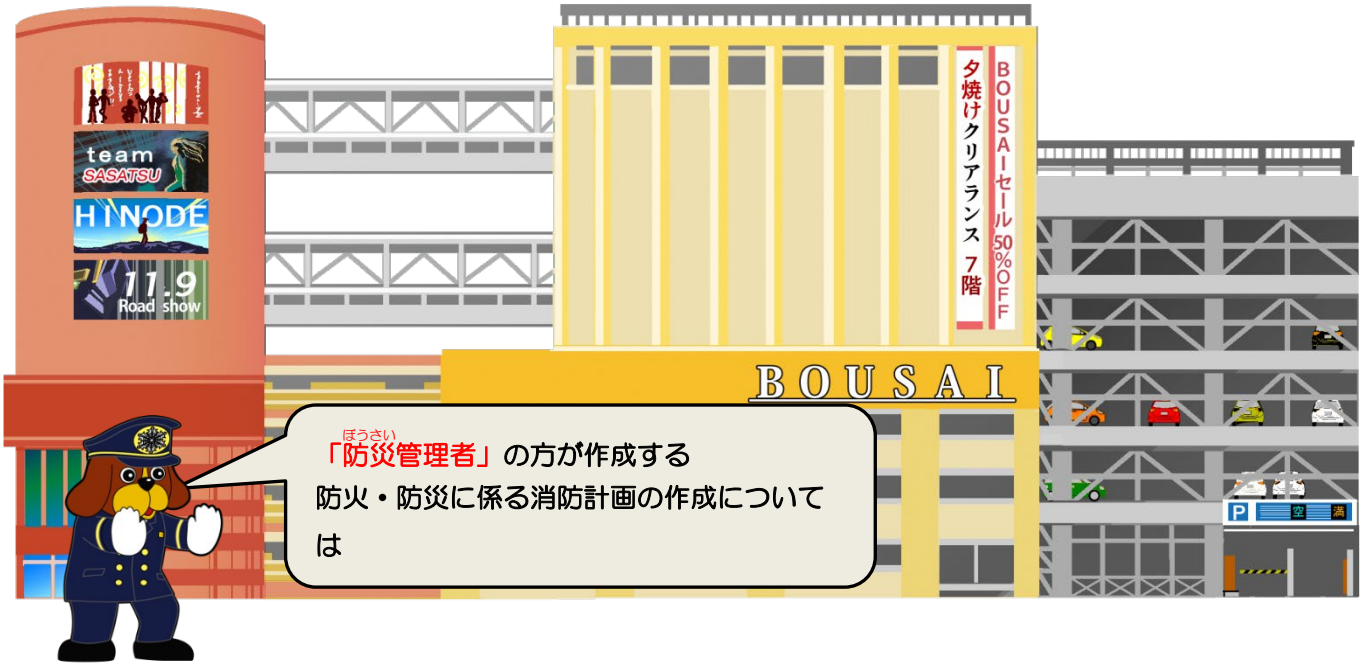

防火・防災に係る消防計画の作成フロー

「単一管理権原」の場合　≒　建物に防災管理者が一人 ➡ 防火・防災管理に係る消防計画

「複数管理権原」の場合　≒　建物に防災管理者が複数名
（建物の一部にテナントとして入居の場合）

〇統括防火・防災管理者 ➡ 全体についての消防計画（防火・防災用） ＋ 自身が管理する部分の 防火・防災管理に係る消防計画

〇テナント（※従業員数が３０人以上）の防災管理者 ➡ 防火・防災管理に係る消防計画

〇テナント（※従業員数が３０人未満）の防災管理者 ➡ 防火・防災管理に係る消防計画（テナント用）

※　従業員数は正社員，臨時社員等を問わず，1日の中で勤務人員が最大となる時の数です。

ご不明な点は，建物がある行政区の
消防署へお尋ねください

消防署	担当係	電話番号
東消防署	予防課　査察係	092-683-0119
博多消防署	予防課　査察係	092-475-0119
中央消防署	予防課　査察係	092-762-0119
南消防署	予防課　査察指導係	092-541-0219
城南消防署	予防課　査察指導係	092-863-8119
早良消防署	予防課　査察指導係	092-821-0245
西消防署	予防課　査察指導係	092-806-0642